



将来子どもを生き育てることを望むがん等の患者さんへ 温存後生殖補助医療に係る費用を助成します。



【対象者】 下記の項目すべてに該当する人

- 1 申請時において富士市に住所を有する人
- 2 婚姻関係にある人
- 3 夫婦のいずれかが妊よう性温存治療を受けた人で、温存後生殖補助医療以外の治療法では妊娠する可能性がない又は極めて少ないと医師に診断された人
- 4 温存後生殖補助医療を開始した日における妻の年齢が43歳未満の人
- 5 その他の同種の補助を受けていない人
- 6 指定医療機関で温存後生殖補助医療を受けた人



【対象となる治療及び補助金額】

治療方法	補助限度額	補助回数
凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療	10万円	治療期間初日の妻の年齢が 40歳未満の場合、通算6回まで 40歳以上の場合、通算3回まで (出産した場合又は妊娠12週以降に死産に至った場合は補助回数をリセットする。)
凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療	25万円 ※1	
凍結した卵巣組織移植後の生殖補助医療	30万円 ※1～4	
凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円 ※1～4	

※1 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞に発達しない又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

- ◆ 指定医療機関や国の研究事業への同意の有無等により、静岡県「小児・AYA世代のがん患者妊孕性温存療法支援事業」に該当する場合があります。(裏面参照)
その場合も申請窓口は **富士市健康政策課** になります。

静岡県ホームページ 妊孕性温存療法支援事業(外部リンク)

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/cancer/ninyousei.html>

【申請に必要な書類】 第4号～5号様式等は市ウェブサイトからダウンロードできます。

- 1 富士市若年がん患者等妊よう性温存治療費補助金交付申請書(第4号様式)
- 2 温存後生殖補助医療実施証明書(第5号様式)
- 3 婚姻関係を確認できる書類(戸籍謄本)
事実婚の場合は二人の戸籍謄本以外に住民票(同一世帯であることの確認)
同一世帯でない場合は、事実婚に関する申し立て書(第6号様式)
- 4 富士市に住所を有していることが確認できるもの(住民票等)
補助対象者が未成年の場合、申請者が法廷代理人であること(続柄)がわかるもの
- 5 申請者名義の通帳又はキャッシュカードの写し
- 6 委任状(対象者が20歳以上で補助対象者以外の方が申請をする場合のみ必要)
- 7 申請者の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)
- 8 印鑑(スタンプ式以外のもの 訂正箇所があった際に必要になります)

【申請期限】

- ・温存後生殖補助医療(費用の支払いまでを含む)を行った年度の末日までに申請してください。

【申請窓口・問い合わせ先】

富士市健康政策課 健診担当

住所 〒416-8558 富士市本市場 432-1 (フィランセ西館1階)

電話 0545-64-8992



がん患者等の妊よう性温存治療費補助金の申請について

妊よう性温存治療費（温存後生殖補助医療も含む）補助金の申請について静岡県事業と富士市事業があります。どちらの申請に当てはまるか、次の①から③により確認をお願いします。

① 妊よう性温存治療を受けている医療機関は、どちらですか。

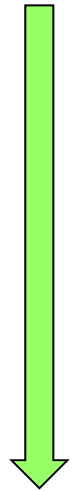
＜富士市事業＞

静岡市	静岡赤十字病院、静岡レディースクリニック、静岡済生会総合病院 菊池レディースクリニック、県立美術館前 IVF クリニック
沼津市	岩端医院、かぬき岩端医院、沼津市立病院
三島市	三島レディースクリニック
富士市	富士市立中央病院、長谷川産婦人科医院
御殿場市	共立産婦人科医院
焼津市	焼津市立総合病院
袋井市	可睡の杜レディースクリニック
磐田市	産婦人科西垣エアールクリニック
浜松市	聖隷三方原病院、西村ウイメンズクリニック

＜静岡県事業＞

静岡市	倭 IVF クリニック
浜松市	浜松医科大学医学部付属病院、聖隷浜松病院 アクトタワークリニック
沼津市	いながきレディースクリニック

→ 富士市事業



② 研究のため、妊よう性温存に係る臨床情報の提供に同意しますか。

- ・提供の臨床情報は、日本がん・生殖医療学会のデータベースに登録され、有効性・安全性など妊孕性温存を促進するための研究に活用されます。
- ・個人情報の取り扱いについては、国の要綱により、その保護に十分配慮されます。
- ・患者アプリ（アプリ名：3HP-Guardian）の登録が必要です。

同意
しない

→ 富士市事業

同意する



③ 妊よう性温存治療は何ですか。

	治療内容	県事業助成上限額	富士市事業(上乗せ)	富士市事業 助成上限額
妊よう性温存治療	卵子凍結	20万円	20万円超～40万円以下	40万円
	胚凍結	35万円	35万円超～40万円以下	40万円
	卵巢組織凍結 (組織再移植を含む)	40万円	-	40万円
	精子凍結	2万5千円	-	2万5千円
	精巣内精子採取凍結	35万円	-	35万円
温存後生殖補助医療	凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療	10万円	※1 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は10万円	10万円
	凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円 ※1	※2 人工授精を実施する場合は1万円	25万円 ※1
	凍結した卵巢組織移植後の生殖補助医療	30万円 ※1～4	※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円	30万円 ※1～4
	凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円 ※1～4	※4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外	30万円 ※1～4

